

令和4年9月12日

知立市小中学校の保護者の皆様

知立市教育委員会
知立市小中学校長会

新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、知立市の学校教育にご理解とご協力をいただくとともに、子どもたちの感染防止に努めていただき、ありがとうございます。

表題の件に関して、9月1日に同様のお知らせをさせていただいたところですが、この度、厚生労働省から感染者の待機期間に見直しについての連絡がありましたので、再度お知らせをさせていただきます。主な変更点は以下の通りです。

・感染し発症した人の療養期間について

症状が出た日を0日として、7日目までが自宅待機期間になります。

なお、10日間を経過するまでは、感染リスクの高い行動は控えるなど、普段以上に感染対策を行っていただく期間となります。

保護者と学校で相談をしながら適切に対応していきたいと考えます。以下のような場合には、必ず学校にご連絡・ご相談ください。よろしくお願いたします。

記

1. 感染が確認された場合の対応

(1) 学校関係者（児童生徒及び教職員）が感染した場合 → **必ず学校に「ご連絡」ください**

感染された方の対応は、保健所や病院から指示があります。

症状が出た日を0日として、7日目までが自宅待機期間になります。なお、10日間を経過するまでは、感染リスクの高い行動は控えるなど、普段以上に感染対策を行っていただく期間となります。

※知立市の公立小中学校においては、学校における集団感染防止への配慮から、無症状の感染者の7日間の待機期間を検査によって短縮することはしない方向でお願いをしております。ご協力をお願いいたします。

学校内で感染の広がりが低い場合は、臨時休業せず、学級（学年）を閉鎖又は当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。学校内で感染が広がっている可能性がある場合は、感染者の在籍する学級（学年）を閉鎖又は在籍する学校を臨時休業とします。

(2) 学校関係者（児童生徒教職員）の同居家族が感染した場合

→ **必ず学校に「ご相談」ください**

感染された方の対応は、保健所や病院から指示があります。感染者の同居家族への指示は、ない場合があるかもしれません。保健所等の指示の有無にかかわらず、児童生徒の同居家族が感染された場合は、必ず学校に相談してください。学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者と特定された場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。出席停止、出勤停止の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則5日間です。（ただし、保健所の指示により、期間が変更になる場合もあります。）

※知立市の公立小中学校においては、学校における集団感染防止への配慮から、濃厚接触者の5日間の待機期間を検査によって短縮することはしない方向でお願いをしております。ご協力をお願いいたします。

2. 濃厚接触者と特定された、あるいは濃厚接触があった可能性があると言われた場合の対応

(1) 保健所の判断、あるいは感染者からの連絡で学校関係者（児童生徒及び教職員）が

濃厚接触者として特定された場合→必ず学校に「ご相談」ください

濃厚接触者として特定された方は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して原則5日間の自宅待機になります。5日間の健康観察中に症状が出た場合には、医療機関で診察を受けてください。（保健所から指示があった場合はそれに従ってください。）当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

(2) 保健所の判断、あるいは感染者からの連絡で学校関係者（児童生徒及び教職員）の

同居家族が濃厚接触者として特定された場合→必ず学校に「ご相談」ください

保健所等の指示の有無にかかわらず、児童生徒の同居家族が濃厚接触の可能性があるとされた場合は、必ず学校に相談してください。当該家族の児童の健康状態や学校・地域の感染状況から、登校を慎重に検討していきます。登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止、当該教職員を出勤停止とします。

3. 感染確認等の連絡の徹底等、家庭へのお願い

(1) 同居家族も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られるなど感染の疑いがある場合、登校させないようにしてください。ご家庭で休養をお願いします。同居家族等に風邪症状等がある場合は、かかりつけ医に相談の上、原因がはっきりするまでは登校を控えてください。登校を控える場合は、当該児童生徒を出席停止とします。

(2) お子さんや同居家族の方が、感染もしくは濃厚接触者と確認された場合や感染の疑いがある場合はもちろんですが、迷われた場合でも、速やかに学校に連絡いただくようお願いいたします。さらに、保健所の指示や家族や知人からの連絡、体調不良などでPCR検査等を受けたり、その結果が判明したりしたときは、その都度、結果を速やかに学校へ御連絡ください。

学校の電話番号

学校携帯の番号

※勤務終了後は学校携帯の方をお願いします。

(3) 授業時間内に児童生徒及び教職員が感染者として特定された場合、緊急下校する場合があります。また、夕方以降に感染者として特定される場合もあり、その場合は、夜間に次の日から臨時休業とする連絡をさせていただく場合もありますことをご理解ください。

(4) 臨時休業の場合、児童クラブ、放課後子ども教室も閉所となります。自主登校教室も実施しません。

(5) 新型コロナワクチンを接種するため又は副反応と思われる体調不良のために欠席等する場合、感染に対する不安のため通学を控えるといった場合でも、「欠席」とせず「出席停止・忌引き等」とするなどの柔軟な対応をしますので、学校に連絡をお願いします。

(6) 新型コロナウイルス感染症のリスクをゼロにすることは困難であり、誰もがかかり得る感染症となっています。感染された方やそのご家族様などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等は、決してあってはならないことです。このことに関して差別や偏見が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

(7) 児童生徒及び教職員が感染者、または濃厚接触者として特定された場合、感染拡大防止の観点から、説明会等を開くことは行いません。また、児童生徒及び教職員に感染が確認されて臨時休業を行う場合のみメールにて情報発信しますが、その場合、プライバシー保護等のため、「学校関係者が感染」としています。ご理解ください。

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要です。登校前の健康観察や手洗い、手指消毒など、各家庭においても引き続き感染予防に十分努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

担当 学校教育課（村山・鈴木）

電話 83-1111（内線 278）

E-mail:gakko@city.chiryu.lg.jp